

習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱の運用基準

平成16年10月15日制定

- 1 この運用基準は、習志野市立高等学校通学区域に関する規則第3条に規定する入学志願の条件に係るやむを得ない事情があり、特例として、習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第3条に規定する習志野市立習志野高等学校（以下「高等学校」という。）の校長の承認（以下「校長承認」という。）が必要な場合の手続等について定めるものである。
- 2 高等学校の入学志願の条件に係るやむを得ない事情があると思われる者の保護者等は、千葉県教育委員会並びに県内市立高等学校を所管する市教育委員会が合同で開催する「他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会」に出席するものとする。
- 3 校長承認を申請する志願者は、次の各号の条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 特別な場合を除き、保護者と同居すること。
 - (2) 出願時に入学後の住所が確定していること。
 - (3) 通学区域外から転入する場合、3月31日までに転居していること。
- 4 校長承認に係る申請書類は、次の各号掲げる書類とする。
 - (1) 習志野市立高等学校入学志願証明書（以下「証明書」という。）<様式A>
在籍（出身）中学校の校長が作成し、志願に係るやむを得ない事情等を証するもの。
 - (2) 誓約書 <様式B>
保護者（志願者が成人の場合は、父母、配偶者、成人した子等）が作成し、通学区域から通学させる旨等を証するもの。
 - (3) 事情説明書 <様式C>
在籍（出身）中学校の校長が作成し、志願に係るやむを得ない事情等を具体的に説明するもの。特に、一方の保護者と千葉県内から転入する理由、転居若しくは住民票を異動した理由、家庭の状況、保護者の養育能力などを具体的に記載するものとする。
 - (4) 身元引受人承諾書 <様式D>
身元引受人となる、就職先の事業主、入所施設の施設長又は志願者と同居し通学区域内に居住する親戚等が作成したもの。
 - (5) 診断書
医師が作成したもので、3月31日までに退院し、保護者のもとから通学できることの証明となるもの。
 - (6) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める学校教育法施行規則第63条第1号又は第4号に該当する場合の提出書類（規則第63条は、現規則95条に読み替える）
 - (7) 習志野市教育委員会事務局担当課との協議を経て高等学校の校長が定めた書類

5 校長承認を申請しようとする次の各号に掲げる志願者は、それぞれの丸括弧内の申請書類を、入学願書等に添えて高等学校の校長に提出しなければならない。

(1) 保護者とともに通学区域外から転入する志願者

(「証明書」及び「誓約書」、さらに、一方の保護者と千葉県内から転入する場合は「事情説明書」)

(2) 日本人学校を修了又は修了見込みの志願者

(「証明書」及び「誓約書」、さらに、志願者のみ帰国する場合は「身元引受人承諾書」)

(3) 国籍を問わず海外の現地校において9年間の課程を修了又は修了見込みの志願者

(千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める学校教育法施行規則第63条第1号に該当する場合の提出書類) **規則第63条は、現規則第95条に読み替える**

(4) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された志願者

(千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める学校教育法施行規則第63条第4号に該当する場合の提出書類) **規則第63条は、現規則第95条に読み替える**

(5) 親戚宅や施設から保護者のもとに転居する志願者

(「証明書」、「誓約書」及び「事情説明書」)

(6) 病院等を退院して保護者のもとに転居する志願者

(「証明書」、「誓約書」及び「診断書」)

(7) 親戚宅や施設に居住しており保護者と同居できない志願者

(「証明書」、「誓約書」、「事情説明書」及び「身元引受人承諾書」)

(8) 志願に係るその他のやむを得ない事情がある志願者

(習志野市教育委員会事務局担当課との協議を経て高等学校の校長が定めた書類)

校長承認のための申請書類

やむを得ない事情がある 志願者の区分	申請書類
(1) 保護者とともに通学区域外から転入する志願者	「習志野市立高等学校入学志願証明書」…中学校が作成 「誓約書」…保護者が作成 「事情説明書」…志願者が一方の保護者と千葉県内から転入する場合のみ必要で、中学校が作成し、その理由を説明するもの
(2) 日本人学校を修了又は修了見込みの志願者	「習志野市立高等学校入学志願証明書」…中学校が作成 「誓約書」…保護者が作成 「身元引受人承諾書」…保護者が帰国できず同居できない場合のみ必要で、志願者と同居し通学区域内に居住する身元引受人が作成
(3) 国籍を問わず海外の現地校において9年間の課程を修了又は修了見込みの志願者	千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める学校教育法第95条第1号に該当する場合の提出書類 規則第63条は、現規則第95条に読み替える
(4) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された志願者	千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める学校教育法第95条第4号に該当する場合の提出書類 規則第63条は、現規則第95条に読み替える
(5) 親戚宅や施設から保護者のもとに転居する志願者	「習志野市立高等学校入学志願証明書」…中学校が作成 「誓約書」…保護者が作成 「事情説明書」…中学校が作成し、保護者と別居していた事情及び保護者のもとに転居できる事情を具体的に説明するもの
(6) 病院等を退院して保護者のもとに転居する志願者	「習志野市立高等学校入学志願証明書」…中学校が作成 「誓約書」…保護者が作成 「診断書」…医師が作成し、3月31日までに退院し、保護者のもとから通学できることの証明となるもの
(7) 親戚宅や施設に居住しており保護者と同居できない志願者	「習志野市立高等学校入学志願証明書」…中学校が作成 「誓約書」…保護者が作成 「事情説明書」…中学校が作成し、保護者と同居できない特別な事情を具体的に説明するもの 「身元引受人承諾書」…身元引受人となる、入所施設の施設長又は志願者と同居し通学区域内に居住する親戚等が作成
(8) その他のやむを得ない事情がある志願者	習志野市教育委員会事務局担当課との協議を経て高等学校の校長が定めた書類

注意事項

- 1 特別な場合（上の表の(2)、(7)の場合）を除き、保護者と同居することが校長承認の条件となります。
- 2 出願時に入学後の住所が確定していないなければなりません。
- 3 通学区域外から転入する場合、3月31日までに転居してください。